

平成31年由仁町議会第1回臨時会 第1号

平成31年1月22日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 由仁町集落センターの指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 由仁町農畜産物加工センターの指定管理者の指定について

○出席議員(9名)

議長 10番 熊 林 和 男 君	副議長 9番 吉 田 弘 幸 君
1番 羽 賀 直 文 君	2番 早 坂 寿 博 君
3番 加 藤 重 夫 君	4番 後 藤 篤 人 君
6番 佐 藤 英 司 君	7番 大 竹 登 君
8番 井 村 勇 夫 君	

○欠席議員(1名)

5番 浮 田 孝 雄 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
	祉	課				
		長				
		長				
		長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、平成31年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 後藤君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年度11月分、12月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町三川会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設であります由仁町三川会館の指定管理の期間が平成31年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

由仁町三川会館につきましては、由仁町三川会館設置条例第3条の規定により平成21年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって2年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明いたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町三川会館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、札幌市中央区南1条東2丁目1番地、日盛ビル管理株式会社代表取締役、満田秀智であります。

3、指定管理期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までであります。

4、管理業務の範囲は、由仁町三川会館設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理などに関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受などであります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります日盛ビル管理株式会社の1社であったこと、また日盛ビル管理株式会社は平成21年度から現在までの10年間にわたり由仁町三川会館の指定管理業務を誠実に履行しており、今後におきましても的確な指定管理業務が期待できることから、去る平成30年12月21日に開催されました指定管理者選定委員会においてご審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 指定管理者選定委員会をやって、1社しかないところを日盛ビル

に管理したということですが、指定管理者選定委員会の際に何も意見はなかったのですか。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 指定管理者選定委員会におきまして出された質疑につきましては、三川会館前の除雪の業務を誰が行っているかということと、あと施設の維持補修費に関する質疑があったところでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 私が聞いているところでは、時間がルーズだとかきちんとした対応がなっているかどうか、そういう面も含めて指定管理者選定委員会の委員は誰か知りませんが、しっかりと対応を、それを役場としてはきちんとして認めているのですね。それで、評価委員会の審議が通ったということでもいいのですね。それだけ聞いたかったです。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（熊林和男君） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町三川会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 由仁町集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町集落センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第2号 由仁町集落センターの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

集落センターにつきましては、由仁町集落センター設置条例第3条の規定により平成20年度から指定管理による管理とされているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町集落センターであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡栗山町中央3丁目104番地、そらち南農業協同組合代表理事組合長、北輝男であります。

3、指定管理期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町集落センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者としての収入としての収受などであります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります地元農協は、平成20年4月1日から3期11年にわたる指定管理の実績を有するほか、指定管理委託料は無償であり、また農協の事業所が集落センターに近接しており、効率的な施設の運営が期待できますことから、募集方法は非公募とし、さき開催の指定管理者選定委員会において審議いただき、同組合を指定管理者候補として引き続き選定をいただいているところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町集落センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第3号 由仁町農畜産物加工センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町農畜産物加工センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第3号 由仁町農畜産物加工センターの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

加工センターにつきましては、由仁町農畜産物加工センター設置条例第3条の規定により平成20年度から指定管理による管理としていただいておりますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を

指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容について議案書により説明をいたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町農畜産物加工センターであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡栗山町中央3丁目104番地、そらち南農業協同組合代表理事組合長、北輝男であります。

3、指定管理期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町農畜産物加工センター設置条例第4条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受などであります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります地元農協は、平成20年4月1日から3期11年にわたる指定管理の実績を有するほか、加工センターの施設管理業務の人的費、各種機械の点検業務及び清掃業務などの費用を農協が50%負担しており、また農協の事業所が集落センターに近接しており、効率的な施設の運営が期待できますことから、募集方法は非公募とし、さきの指定管理者選定委員会において審議いただき、同組合を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町農畜産物加工センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
平成31年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前 9時48分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

4 番議員 後 藤 篤 人

6 番議員 佐 藤 英 司